

令和7年度 第2回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

1. 日 時 令和7年6月2日（月） 午後2時00分～午後3時00分
2. 場 所 宇都宮市上下水道局5階 大会議室
3. 議 事 ・ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施事業者の認可について
4. 出席者（委員：22名，事務局：23名，計：45名）

【委 員】

菊地香織委員，梅村英美子委員，青木克介委員，仙波和夫委員，高橋利幸委員，田代純子委員，海野仁昭委員，佐々木佳子委員，梓澤昌徳委員，永田文子委員，松本清美委員，鈴木拓朗委員，保田方美委員，佐藤達也委員，小林紀夫委員，釜井彰一委員，小池恵一郎委員，河田隆委員，中塚英範委員，浅木一希委員，菅沼嗣佳委員，佐山恵子委員

【事務局】

〔子ども部〕 高橋部長，塩田次長，坂井副参事
〔子ども政策課〕 伊藤課長，戸井田主幹，江原室長，安野課長補佐，吉田係長，手塚係長，日野総括，北山総括
鱒淵主任主事，高山主任主事
〔子ども支援課〕 大嶋課長
〔保育課〕 伊藤課長，高桑課長補佐，安納副主幹
熊田係長，佐藤係長，島崎総括
〔子ども発達センター〕 枝所長，原口副所長
〔生涯学習課〕 塚田課長

5. 公開・非公開の別 公開
6. 記者・傍聴者数 0人

発言者	内 容
事務局	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施事業者の認可について <p>（事務局説明）</p>
会長	質問・意見等はあるか。
海野委員	モデル事業の利用時の実績について、延べ人数や年齢ごとの人数は。また、問題点があれば教えていただきたい。
事務局	<p>令和6年度の実績については、2施設で実施し、延べ利用人数は680人で、年齢ごとの人数については、0歳児が189人、1歳児が437人、2歳児が54人であった。</p> <p>事業実施の課題としては、年度後半にかけて利用者が増加する中で、事前の空き状況の照会や預ける前の初回の面談など、保育以外の部分での保育士の負担が大きかったことがあげられる。</p> <p>こういった状況を踏まえ、国においては、初回面接や利用日の受付について、電話ではなく、オンラインで手続きできる「総合支援システム」を本年4月から導入しており、本市においても、保育士の負担軽減に向け、本年度途中から、システムを活用していく予定である。</p>
各委員	（質問・意見等なし）
会長	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。
	3 その他
会長	質問・意見等はあるか。
釜井	巡回指導員会では、子どもたちに声を掛ける「愛の声掛け運動」を実施し

委員	<p>ているが、数年前から、知らない人から声を掛けられても返事をしない、という風潮になっている。</p> <p>活動の中では、幼稚園児や保育園児、小中学生、高校生に対し、状況に応じた声掛けをしているが、声を掛けても返事が返ってこないことや、返事するのは駄目、声を掛けないでといった話が聞かれる。</p> <p>こういった中、今後どのように声掛けをしていけばいいのか、アドバイスがあれば伺いたい。</p>
小池 委員	<p>自治会のまちづくりでは、小学校と連携し、毎年、安全監視グループを各自治体で登録するシステムがあり、各自治体から数名登録し、極力その人たちが登下校を見守ることになっている。子どもたちもよく顔を知っているので、挨拶をしているが、年々その登録者数は減ってきている。</p>
会長	<p>ユニフォームなど、不審者ではないということがわかりやすいものを、自治会や行政が出していただくのも一つの方法かと思う。</p>
佐藤 委員	<p>乳児等通園支援事業と一時預かり保育の基準の違いは分かったが、なぜ変わっていくのか(乳児等通園支援事業という制度ができたのか)概要を教えてください。</p>
事務局	<p>一時預かり保育は、未就園の児童を保育所等で預かるものであり、今回の制度と非常に近い性質の事業となっている。</p> <p>国のリーフレットでも制度や理念の違いを示しており、一時預かり保育は、保護者の急な就労など、臨時的な需要に対する受け皿として実施しているものである。</p> <p>一方で、今回のこども誰でも通園制度は、全員が日常的に使える制度であり、社会とのつながりを持ってもらえるように実施しているものである。趣旨としては、臨時的なニーズに対しては、一時預かり保育を使っていただき、日常的な保育所等とのつながりの確保として、在家庭保育での孤立の解消を図る目的などで始まったのが今回の制度である。</p>
佐藤 委員	<p>一時預かり保育は臨時的に使うもので、今回の制度は日常的に使うものということだが、通常の保育とは何が違うのか。</p>
事務局	<p>通常の保育は、就労条件等があるため、保護者の就労等がないと使えないが、今回の制度は、保護者の就労条件等が不要なため、保育の必要性が認定されない方でも月10時間までは使える制度となっている。</p>

小林 委員	<p>資料1の内、P33の全体スケジュールの中で本格実施時に必要となる保育の受け皿について、「166名分」と示されているが、制度が始まった際に、受け皿が足りるかという問題があると思われる。</p> <p>実際には、モデル事業の実施事業者のノウハウを集めていただき、そのほかの園に共有するかと思うが、(自宅や勤務先に)近い園にお願いしたいという利用者もいると思われる。利用希望者が増えた場合には、どう対応していくのか。この制度は成立するのか。一時預かり保育等、いろいろな制度があるため、整合をどう図っていくのか。また、3歳以降にどう結び付けていくのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>まず1点目に今後の需給について、お示しした「166名分」という数字については、国から示された需給の算定方法の式を基に、意向率を100%として、暫定的に算定しているものである。現在、保護者に無作為の意向調査をしているところであり、その結果を基に、意向率を見極めながら数値は精査していきたいと考えている。</p> <p>供給体制について、制度の受け皿については、民間の保育所や認定こども園が受け皿の中心となるため、現在、事業者向けにも、本格実施後の受け入れ意向や余裕の有無を照会しているところであり、その結果を踏まえ、需要と供給のバランスを見ていく。</p> <p>現状、受け入れが難しい事業者については、どういったところがネックになっているのかを意向調査の中で聞いているため、供給体制の確保が厳しい場合には、意見を踏まえながら、更なる利用促進策を検討し、ニーズに対応していきたい。</p> <p>2点目に、3歳以上児の対応については、今回の制度は満3歳までの利用であり、3歳児以上は今回の制度の対象から外れているが、現状、満3歳以上の場合、95%以上の児童が保育所や幼稚園など、何らかの施設に入っており、未就園の児童自体がほとんどいない状況である。</p> <p>未就園の児童については、家庭状況に課題がないか、不安がないかについて、4歳児で未就園の児童に対し、全戸訪問等を実施しながら、家庭状況等の把握を実施している。そういったものを使いながら、すべての家庭に対して支援が行き届くように取組を進めているところである。</p>
小林 委員	<p>国の試算ということは、全国一律の数字であるのか。</p>
事務局	<p>昨年度、国の指針で基礎的な算定方法が示されたが、当初は対象である方全員が使える給付制度として強く示されていたところであり、「利用意向率」のような概念がなかったところである。</p>

	<p>しかし、今年度4月に発出された FAQ において、人や地域の実情などに 応じた必要数の算定としても差し支えないという考え方が示されたところ であり、そういったところを踏まえ、現在、意向率の把握を進めている状況 である。</p>
小林 委員	<p>この数値に信憑性があるのか不安に思う。国が示している算定方式はあ るが、宇都宮市としての数字を置いていくべきかと思う。児童の健診の機会 などを捉えたアンケートで「利用したい」という方の数字をとり、その積み 上げが、この「166名」という数値かと思った。今後利用する方が激増し た場合に、どうしていくのか。今後の見通しを明確にしていきたい。</p>
事務局	<p>数字については「166名」で確定ではなく、今後もニーズを捉えながら 修正し、使いたい人が使える体制の構築に向けて進めていく。いただいたご 意見を踏まえ、機会を捉えながら、ニーズを正しく把握し、供給体制を整え ていきたい。</p>
会長	<p>国の事業が曖昧な状況で自治体に下りてくることは、この事業に限らず あるかと思うが、一つの事業として具現化していくためには、きちんとデー タをとり、どんな課題があり、どうしていくべきかを会議の場に提供するこ とで、宇都宮市はこの数字でいいのか、といった意見が出てくるかと思う。 データを踏まえ、課題について話し合うことで、具現化された事業に変わっ ていくかと思うのでぜひお願いしたい。</p>
佐々木 委員	<p>子どもへの声掛けについて、障がいのある子どもは、自分から表現できな いことや、学校に通っていない場合もあり、親御さんが家の中で頑張ってお り、近所の方がそういった子どもがいることを知らないこともある。</p> <p>「要援護者登録」という制度があると思うが、かつては高齢者が登録者の 中心であった。宇都宮市では、今現在、どの程度、障がいのあるお子さんの 登録があるのか疑問に思っている。</p> <p>幼稚園の保護者会で話を伺った際に、子どもが急に飛び出していなくな り、近所の方が知らない人ばかりでつながりがないため、誰に話していいか わからなかったという話を聞き、「要援護者登録」という制度があることを 話したことがある。</p> <p>この「要援護者登録」に登録しておくことが一つの解決策になるかと思う ので、推進していただければと思う。</p> <p>また、こども誰でも通園制度について、前回の会議の際に、医療的ケア児 についても利用できるのかを伺い、「受け入れてくれる施設があれば受け入 れる」とのことだった。</p>

	<p>ただ、医療的ケアが必要ということは、看護師や場所が必要であり、どのように受け入れていただくかなど大きな課題がある。宇都宮市では、医療的ケア児の受け入れを「うりずん」さんが先進的に行っているが、医療的ケア児については、この制度ですぐに使えるような制度でないと思うので、南の方でも常時預かりいただけるような施設を整備していただけると現実的かと思う。</p>
事務局	<p>今回の「こども誰でも通園制度」については、医療的ケアの要否や発達の段階等に関わらず、全てのお子様が使える制度として始まるものである。</p> <p>そのため、医療的ケア児等についても利用できるような体制づくりに向けて進めていきたいと考えている。</p> <p>具体的には、発達支援が必要なお子さまであれば、職員の加配、医療的ケアの場合であれば、看護師の配置が必要であるかと思う。現状、市内の保育所等でも看護師の配置があるところが多数あるため、受け入れ体制を確保していく中で、そういった施設も選定していく等の工夫をしながら、医療的ケアの要否や発達の段階に関係なく、誰でも使える制度として準備をしていきたいと考えている。</p>
各委員	<p>(質問・意見等なし)</p>
	<p>4 閉会</p>
会長	<p>以上で、第2回宇都宮市子ども・子育て会議を閉会する。</p>
事務局	<p style="text-align: right;">以上</p>